

定 款

株式会社ミスミグループ本社

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社ミスミグループ本社と称し、英文では、MISUMI Group Inc. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

1 次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を所有することによるその会社の事業活動の支配・管理

(1) 次の物品の企画、開発、製造、販売および輸出入

- ① プレス、プラスチック金型用部品、ならびに金型製造一連に使用する消耗品
- ② 産業用自動組立機部品、自動加工機部品、自動検査機部品、および産業用ロボットの部品
- ③ 治工具用部品、切削工具、研削工具
- ④ 電子機器
- ⑤ コンピューター機器、ならびにそのソフトウェア
- ⑥ コンピューター機器に使用する消耗品
- ⑦ 医薬品、医薬部外品、医療器具、化粧品、歯科診療材料、および歯科治療器具
- ⑧ 動物用医薬品、動物用医薬部外品、動物用医療器具、動物用化粧品、動物用歯科診療材料、および動物用歯科治療器具
- ⑨ 理化学機器、および検査用試薬
- ⑩ 食品、調理器具、および外食店運営に係わる消耗品
- ⑪ 清涼飲料水および酒類
- ⑫ 自動車部品および機械部品

(2) 前号物品の保守、管理、賃貸借およびリース業

(3) 通信販売業務

(4) 情報処理サービスおよび情報提供サービス業

(5) 害虫駆除、廃油回収、清掃、経理代行サービス、ならびに処理の受託

(6) 工業所有権、コンピューター技術ノウハウ、コンピューターシステム技術その他ソフトウェアの取得、企画および販売業

(7) 広告・宣伝に関する企画・製作

(8) 労働者派遣事業

(9) 講演会・セミナーの企画・開催

(10) 中古機械のオークションによる販売

- (11) 産業廃棄物、一般廃棄物の再生処理業
 - (12) 金型用および伝導機械用、標準部品の製造、ならびに販売
 - (13) 電気、電子、通信および産業用機械の製造、ならびに販売
 - (14) 映像および光学機器の製造、ならびに販売
 - (15) 海洋調査開発に関する事業
 - (16) 産業廃棄物および一般廃棄物の処理に関する事業
 - (17) 不動産の賃貸および管理
 - (18) 写真撮影に関する事業
 - (19) 印刷および出版に関する事業
 - (20) 前各号に係わる調査、研究およびコンサルタント業
- 2 前各号に付帯または関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都千代田区におく。

(公告方法)

第4条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告を行うことができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

(機 関)

第5条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行する株式の総数は102,000万株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第9条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、公告する。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当社の株式および新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手續ならびにこれらの手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(自己の株式の取得)

第12条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。

(基準日)

第13条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載され、または記録されている議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項のほか、必要がある場合には、取締役会の決議により、あらかじめ公告のうえ、臨時基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招集の時期)

第14条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合にそのつど招集する。

(招集者および議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めのある場合のほかは、取締役会の決議に基づき代表取締役がこれを招集し議長となる。

ただし、代表取締役に事故あるときは、取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(株主の議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理として議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主または代理人は、株主総会ごとに、代理権を証明する書面を提出することを要する。

(決議方法)

第18条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(株主総会の議事録)

第19条 株主総会の議事については議事録を作成し、これに議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数および選任方法)

第20条 当会社の取締役は10名以内とし、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任の決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(累積投票の排除)

第21条 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役)

第23条 取締役会は、その決議により、会社を代表する代表取締役を選定する。

(取締役会の招集者および議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、議長となる。

(取締役会の招集手続き)

第25条 取締役会の招集は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。

- 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を招集することができる。

(取締役会の決議方法)

第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもってこれを行う。

- 2 前項にかかわらず、取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、当該提案を可決する旨の取締役会の承認があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役および監査役は、これに記名捺印または電子署名をする。

- 2 取締役会の議事録は、これを10年間本店に備え置く。

(取締役の報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法423条第1項の賠償責任について、法令の限度において、取締役会の決議によって、免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、社外取締役の会社法423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

（相談役）

第30条 取締役会は、その決議により、相談役を選任することができる。相談役は、当会社の業務に関し、代表取締役の諮問に応じるものとする。

（取締役会規則）

第31条 取締役会に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか取締役会において定める取締役会規則による。

第5章 監査役および監査役会

（監査役の員数および選任方法）

第32条 当会社の監査役は4名以内とし、株主総会の決議によって選任する。

2 監査役の選任の決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

3 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

（常勤監査役）

第34条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集手続)

第35条 監査役会の招集は、各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。

(監査役会の決議方法)

第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第37条 監査役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録し、出席した監査役がこれに記名捺印または電子署名する。
2 監査役会の議事録は、これを10年間本店に備え置く。

(監査役の報酬等)

第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第39条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者も含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令の限度において、取締役会の決議により免除することができる。
2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、社外監査役の会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

(監査役会規則)

第40条 監査役会に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか監査役会において定める監査役会規則による。

第6章 計 算

(事業年度)

第41条 当社の事業年度は、毎年4月1日より、翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第42条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して剰余金の配当をすることができる。

2 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

3 当社は、前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第43条 前条の配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払義務を免れるものとする。

1989年6月29日改正

1992年1月22日改正

1992年6月25日改正

1993年6月28日改正

1994年6月29日改正

1996年6月26日改正

1997年6月25日改正

1998年6月24日改正

2000年6月23日改正

2001年6月25日改正

2002年6月24日改正

2003年6月20日改正

2004年5月20日改正

2004年6月22日改正

2004年12月17日改正

2005年4月1日改正

2005年6月23日改正

2006年6月23日改正

2009年6月18日改正

2010年1月6日改正

2012年6月18日改正

2012年9月24日改正

2014年6月13日改正

2015年7月1日改正

2022年6月16日改正

2023年3月1日改正

